

平成27年度 介護保険制度改正に係る現況（③負担割合の引き上げ）

<負担割合の引き上げ> ※平成27年8月から実施

- 利用者の所得に応じて、サービス利用時の利用者負担割合を **1割から2割へ**引き上げた。
 ※ 所得基準： 本人の合計所得金額が160万円以上（2割負担該当者：サービス利用者のうち、約18.6%）
- ただし、利用負担額に月額上限があるため、2割負担対象者の全員の負担が2倍になるわけではない。（高額介護サービス費）

給付費への影響

〔居宅サービス費の推移〕

